

川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 1 4 号

川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例

川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年川崎市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第17条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第28条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。